

中津川市体育協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は中津川市体育協会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、中津川市文化スポーツ部スポーツ課内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、スポーツ、リクレーション活動を普及振興して、市民の体位向上を図り、スポーツ精神を養い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) スポーツ、リクレーションの普及、振興に関すること。

(2) 加盟団体の組織強化と競技力の強化、発展及び相互の融和を図ること。

(3) 各種の体育大会、競技会、スポーツ教室、講習会、その他スポーツに関する各種事業の実施及び援助に関すること。

(4) スポーツに関する審査、研究に関すること。

(5) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第 3 章 加盟団体等

(支 部)

第 5 条 本会は、東、南、西、苗木、坂本、落合、阿木、神坂、山口(馬籠を含む)、坂下(上野を含む)、川上、加子母、付知、福岡(田瀬、下野、高山を含む)、蛭川の各地域に支部を置く。

(加 盟 団 体)

第 6 条 本会は、次の団体をもって加盟団体とする。

(1) 市内を統括する各種アマチュアスポーツ団体(以下「競技団体」という)。

(2) 市内の各支部を統括する団体(以下「支部団体」という)。

(3) 中津川市体育指導委員会。

(4) 市内を統括する学校体育団体(以下「学校団体」という)。

(加盟)

第 7 条 本会に加盟を希望する団体は、理事会の議決を経て加盟することができる。

(脱会)

第 8 条 加盟団体が脱会するときは、その理由を付して脱会届を提出しなければならない。

2 本会は、加盟団体が信用を失墜する行為のあった時、又は本会の加盟団体として不相当と認められた時は、理事会の議決を経て脱会させることができる。

(負担金)

第 9 条 加盟団体は、別に定める負担金を納入しなければならない。

(賛助会員)

第 10 条 本会に賛助会員を置くことができ、その規程については別に定める。

(加盟団体等に関する規程)

第 11 条 加盟団体等に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 会計

(会計)

第 12 条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 助成金、交付金
- (2) 負担金及び会費
- (3) 事業収入
- (4) 賛助会費及び寄付金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(余剰金)

第 14 条 会計年度の終わりに余剰金があるときは、翌年度に繰り越す。

(事業計画及び予算)

第 15 条 本会の事業計画及びそれに伴う予算は、常任理事会で編成し、理事会の議決を経なければならない。

第 5 章 役員及び事務局員

(役員)

第 16 条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長	1 名
(2) 副会長	若干名
(3) 理事長	1 名
(4) 副理事長	1 名
(5) 会計	1 名
(6) 常任理事	15 名
(7) 理事	競技団体代表 各 1 名
	支部団体代表 各 1 名
	体育指導委員会代表 2 名
	学校団体代表 1 名
(8) 監事	2 名

(会長及び副会長)

第 17 条 会長及び副会長は理事会で選出する。会長は本会を代表して会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(理事長及び副理事長)

第 18 条 理事長及び副理事長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。理事長は常任理事会及び理事会の会務を執行し、運営の責にあたる。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

(会計)

第 19 条 会計は理事会の推薦により会長が委嘱する。会計は本会の会計、経理の事務を執行する。

(常任理事)

第 20 条 常任理事は次に掲げるところにより理事会で選出し、会長が委嘱して常任理事会を組織する。

(1) 競技団体のうちから	6 名
(2) 支部団体のうちから	7 名
(3) 体育指導委員のうちから	1 名
(4) 文化スポーツ部スポーツ課長	1 名

(理事)

第 21 条 理事は、競技団体より各 1 名、支部団体より各 1 名、体育指導委員会より 2 名、学校団体より 1 名として理事会を組織する。

(監 事)

第 2 2 条 監事は、理事会で選出し会長が委嘱する。監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員 の 任期)

第 2 3 条 役員 の 任期 は 2 年 と する 。 た だ し 、 再 任 は 妨 げ な い 。

2 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中であっても常任理事会及び、理事会の議決により、これを解任することができる。

4 任期期間中に役員が退任した場合は、後任の役員を選出することができる。後任役員 の 任期 は 前 任 者 の 残 任 期 間 と する 。

(事 務 局 及 び 職 員)

第 2 4 条 本会に事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

(1) 事務局長 1 名

(2) 庶務 1 名

(事 務 局 長 及 び 庶 務)

第 2 5 条 事務局長及び庶務は、会長が任命し、本会の庶務の事務を行う。

第 6 章 名 誉 役 員

(名 誉 役 員)

第 2 6 条 本会には、名誉役員として顧問及び参与を置くことができる。

(顧 問 、 参 与)

第 2 7 条 顧問は、本会の会長であった者、副会長であった者、加盟団体長、体育スポーツ功労者及び有識者のうちから理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

2 参与は、有識者のうちから理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長又は理事会の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第 7 章 会 議

(常 任 理 事 会)

第 2 8 条 常任理事会は理事会に提出すべき議案を企画立案、審議する。

- 2 常任理事会は会長が召集する。
- 3 常任理事会の議長は、理事長とする。

(理事会)

第 29 条 理事会は本会の業務を審議し、議決する。

- 2 理事会は毎年 3 回会長が召集する。ただし、特別な事情で会長が必要と認めた場合は臨時に召集することができる。
- 3 会長は理事の 3 分の 2 以上から会議に付議する事項を示して請求のあったときは、臨時の理事会を開かなければならない。
- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 理事会は、次の各号の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 加盟団体の推薦及び承認
- (3) 役員を選出及び承認
- (4) 予算、決算
- (5) 事業計画
- (6) その他重要事項

(理事会の定足数)

第 30 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ開会できない。ただし、当該事項について、あらかじめ書面にて意志を示した者は出席者とみなす。

- 2 理事が出席できない場合は、その加盟団体の役員を代理出席させることができる。

(理事会の議決)

第 31 条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長が決定する。

(議事録)

第 32 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名が署名押印の上これを保存する。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 33 条 本会に第 3 条の目的に定める事業を遂行するに必要な専門委員会を設けることができる。

- 2 会長は必要に応じ教育委員、体育指導委員及びその他有識者の内から専門委員を委嘱することができる。
- 3 委員会は、理事会より付託された業務について審議し、理事会の承認を経てこれを処理する。
- 4 委員会の名称、組織、その他必要な事項については、理事会の議

決を経て別に定める。

第 9 章 補 則

第 3 4 条 本会の目的を達成するために必要な細則は理事会の議決を経て別にこれを定める。

附 則

この規約は昭和 3 4 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 5 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 1 1 年 7 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規約は平成 1 2 年 4 月 2 7 日から施行する。

附 則

この規約は平成 1 7 年 2 月 1 3 日から施行する。

附 則

この規約は平成 1 8 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則

この規約は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。